

第9回 褐田事件のその後—再審無罪確定ですべて終わるわけではない

再審法改正実現本部 委員 伊藤 修一 (59期)

1 序

昭和41年6月30日未明、静岡県清水市のみそ製造会社専務宅で発生した強盗殺人・放火事件、いわゆる褐田事件は、令和6年9月26日、静岡地方裁判所が再審無罪判決を言渡し、同年10月9日、検察官が控訴権を放棄したことにより無罪が確定した。刑事案件としては終了したもの、これすべてが終わったわけではない。各種の請求が残っているのである。

2 刑事補償請求

- (1) 憲法40条は、「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。」と規定し、これを受け刑事補償法がその詳細を定めている。褐田さんは逮捕勾留され、裁判で有罪判決を受け、その後の再審で無罪とされたのであるから、刑事補償請求ができる（刑事補償法1条）。
- (2) 補償金の額については、同法4条1項が定めており、1日1000円以上1万2500円以下の割合による額とされている。補償金の額を定めるには、「拘束の種類及びその期間の長短、本人が受けた財産上の損失、得るはずであった利益の喪失、精神上の苦痛及び身体上の損傷並びに警察、検察及び裁判の各機関の故意過失の有無その他一切の事情を考慮しなければならない。」（同2項）とされている。
- 褐田さんの場合、減額する事由がないので、1日1万2500円の割合により算出した額の補償がなされた。

3 無罪費用補償請求

再審で無罪となった場合には、裁判に要した費用の補償が請求できることとされている（刑訴法188条の2第1項本文）。

- (1) 補償される費用の範囲は、「被告人若しくは被告人であった者又はそれらの者の弁護人であった者が公判準備及び公判期日に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬に限る」とされている（刑訴法188条の6第1項）。
- (2) 費用補償請求において問題となる事項は、以下のとおりである。

ア 再審請求審段階での費用—補償の対象とはならない（最高裁決定昭和53年7月18日最高裁判所刑事判例集32巻5号1055頁。いわゆる加藤老事件）。これでよいのかは大いに疑問がある。

イ 補償すべき費用の算定時期—①被告人又は弁護人であった者に対する旅費、日当、宿泊料については、これらの者が公判準備及び公判期日に出頭した時点、②弁護人であった者に対する報酬については、当該各審級の判決宣告の時点を基準として算定すべきとされる（最高裁決定昭和54年12月14日最高裁判所刑事判例集33巻7号917頁）。当時の時価が基準となっており、明らかに不合理である。

ウ 調査、証拠収集、実験、鑑定費用—明文にないものの、その調査等の結果をもとにした弁護人の訴訟活動が被告人の一審での無罪認定に大きく寄与したことが明らかである場合には「必要かつ相当と認められる範囲で報酬中に含めて補償の対象になる」と判示した裁判例がある（東京高裁決定平成13年2月13日判時1763号216頁。いわゆるロス疑惑事件）。概ね妥当であろう。

4 国家賠償請求

捜査、公判において公権力の違法な行使があり、これにより損害を被った場合には、国家賠償請求をすることができる（憲法17条、国家賠償法1条）。この請求をするにあたり注意が必要なのは、再審で無罪になったからといって直ちに起訴が違法にならないことである。「起訴時あるいは公訴追行時における各種の証拠資料を総合勘案して合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑があれば」起訴は適法であるとされている（職務行為基準説。最高裁判決昭和53年10月20日民集第32巻7号1367頁）。このハードルはなかなか高く、褐田事件においても起訴時の違法性を立証できるかどうかがカギを握ることになる。

また、褐田さんは、46年もの間毎日死刑執行の恐怖に晒されてきたため精神を病んでしまったのであり、このことに対する慰謝料はどのように算定されるのか、という新たな問題点を提起している。